10　非課税となる償却資産

地方税法第 348 条および同法附則第 14 条の規定に該当する資産には、固定資産税は課税されません。非課税該当資産を新たに取得された方または使用用途等に異動の生じた方は、本市市税条例の規定により「非課税適用（取消）申告書」および非課税に該当することを証する書類の提出が必要です。非課税適用（取消）申告書は大阪市ホームページからダウンロードできます。

https://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000006245.html

大阪市　非課税申告書　検索

非課税の対象となる償却資産の例（一部抜粋）

非課税対象資産	根拠規定（地方税法）		添付資料
	条	項号	
・保護施設の用に供する固定資産	地方税法第三四八条	第２項 第１０号	定款、法人登記簿謄本、認可証又は指定書の写し等 （施設例） 救護施設 授産施設 小規模保育 保育所 児童養護施設 児童発達支援センター 認定こども園 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 福祉ホーム 身体障害者福祉センター 老人デイサービス 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業 放課後児童健全育成事業 地域子育て支援拠点事業 事業所内保育事業等
・小規模保育事業の用に供する固定資産		第２項 第１０号の２	
・児童福祉施設の用に供する固定資産		第２項 第１０号の３	
・認定こども園の用に供する固定資産		第２項 第１０号の４	
・老人福祉施設の用に供する固定資産		第２項 第１０号の５	
・障害者支援施設の用に供する固定資産		第２項 第１０号の６	
・社会福祉事業の用に供する固定資産		第２項 第１０号の７	
・更生保護事業の用に供する固定資産		第２項 第１０号の８	
・包括的支援事業の用に供する固定資産		第２項 第１０号の９	
・事業所内保育事業（利用定員が６名以上）の用に供する固定資産		第２項 第１０号の１０	

※適用する非課税規定に応じて事業主体、事業内容が限定されていますので、所有資産のすべてが非課税となるわけではありません。

11　実地調査等のご協力のお願い

地方税法の規定に基づき、市税事務所職員が償却資産の評価等のためにお問い合わせさせていただくことや、実地調査にお伺いすることがありますので、その際はご協力をよろしくお願いします。

また、地方税法の規定に基づき、法人税または所得税に関する書類について、該当する税務署で閲覧等を行うことがあります。

なお、実地調査等により、修正申告をお願いすることがあり、資産の取得年に応じて遡及課税等を行うことがありますので、ご理解とご協力をお願いします。